

| | 質問内容 | 回答 |
|----|--|---|
| | 【概要】 | |
| 1 | 割引額の計算方法について詳しく教えてください。 | 「1人1泊あたり(日帰り旅行は1人あたり)」の旅行代金を基準に計算します。 【宿泊旅行の場合】 ・宿泊代金1人あたり税込6,000円以上、10,000円未満の場合3,000円割引 ・宿泊代金1人あたり税込10,000円以上の場合5,000円割引 【日帰り旅行の場合】 ・旅行代金1人あたり税込5,000円以上の場合2,000円割引 |
| 2 | 旅行代金は税込みでの計算ですか。 | 税込みでの計算となります。 |
| 3 | 受注型旅行及び手配旅行の場合、割引対象は宿泊代のみですか。 | そのとおりです。取扱料金も含め、宿泊代以外の項目は除外となります。 |
| 4 | 飲み放題付プランを追加設定した場合、割引はどのように適用されますか。 | 飲み放題等を除いた、直接宿泊に係る代金に適用となります。 例:「1泊2食付き8,000円+飲み放題2,500円=10,500円」の宿泊プランの場合、「1泊2食付き8,000円」部分のみが対象となり、支援額は3,000円となります。 |
| 5 | 新型コロナウイルスの感染状況により事業を中断、終了するとあるが、分かる範囲で具体的に教えてください。 | 旅行先または出発地の都道府県の感染状況がレベル3相当以上の場合や「まん延防止等重点措置」の適用を受けた場合、当該期間中は支援の対象外となります。また、感染状況の急速な悪化等の理由により本事業を実施することが適当でないと栃木県が判断した場合は中断、終了させていただきます。その場合、決定次第、ホームページ等でお知らせいたします。 |
| 6 | 事業再開に伴い対象となる販売期間、旅行期間・宿泊期間はどのようになりますか。 | 【販売期間】 →2022年4月11日(月)から2022年8月31日(水)までとなります。 ・2022年4月11日(月)から2022年9月30日(金)までとなります。 ※宿泊予約サイト(OTA)は、各サイトにより販売開始日が異なります。 ※宿泊施設への直接予約は、STAYNAVIに登録された栃木県内の宿泊施設が対象となります。 【旅行期間・宿泊期間】 →2022年4月11日(月)から2022年8月31日(水) (9月1日(木)チェックアウト分)までとなります。 ・2022年4月11日(月)から2022年9月30日(金) (10月1日(土)チェックアウト分)までとなります。 |
| 7 | 対象となる地域はどこですか。 | 栃木県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、千葉県、山梨県が対象となります。 |
| 8 | なぜ東京都(関東ブロック内)は対象にならないのですか。 | 東京都においては、感染状況を慎重に見極めており、協議が整っていないためです。 |
| 9 | 割引対象地域複数を経路に含む場合、双方の事業を適用することは可能ですか。 | 重複しての適用はできません。旅行行程が主たる県の制度を適用してください。 1泊2日の旅行で宿泊場所がA県にある場合にA県の事業を適用します。なお、一つの旅行商品の中で宿泊場所が2つの県に跨る場合については、どちらの制度を適用しても問題はありますが同一日の重複はできません。また、栃木県外の宿泊には適用できません。また、日帰り旅行の場合は、主な旅行先がどちらになるかを基準にしてください。 |
| 10 | 栃木県内居住者に対し、「第3弾 県民一家族一旅行」の割引を適用して栃木県外宿泊の旅行を手配することはできますか。 | 適用できません。 「第3弾 県民一家族一旅行」の割引を適用するには栃木県内の宿泊であることが前提となります。 |
| 11 | 期間中に全国旅行支援が始まった場合、「第3弾 県民一家族一旅行事業」は終了するのですか。 | 未定です。決定次第、専用ホームページ等でお知らせいたします。 |
| | 【居住地確認】 | |
| 12 | 割引対象県民であることの確認はどのように行いますか。 | 予約の受付をする旅行会社にて身分証明書等(運転免許証や健康保険証など)により確認します。「宿泊割引利用申込書」に同行者全員の氏名と住所をご記入いただくとともに、代表者の居住地を身分証明書等にて確認してください。なお、宿泊施設でもチェックイン時に宿泊割引適用者全員が割引対象地域内居住者であることを確認しますので、当日は身分証明書等の準備をお願いしてください。 |
| 13 | 日帰り旅行集合時に割引対象地域内居住の確認の際、割引対象地域以外の居住者がいた場合、手続きはどうしたらよいですか。 | 補助対象外となります。 また、地域限定クーポンをお渡ししないようご注意ください。 |
| 14 | 割引対象地域(栃木県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、千葉県、山梨県)内居住者であっても、免許証等の住所変更を行っていない場合は、どのように確認を行いますか。 | 住所変更を行う前の免許証等と現住所宛の郵便物等の提出を求め、本人確認を行ってください。 |

| | 質問内容 | 回答 |
|----|--|--|
| | 【ワクチン接種歴の確認について】 | |
| 15 | ワクチン接種歴、検査結果通知書は原本の提示が必要ですか。 | 原本以外にも、原本を撮影した画像や写し（コピー）、アプリの画面等での提示も可能です。ただし、本人のものに限ります。そのために本人確認ができる身分証明書の提示も併せて必要となります。宿泊予約サイト（OTA）で予約された場合、宿泊施設においてチェックイン時に確認しますので、必ずご持参ください。 |
| 16 | ワクチン接種歴の提示に携帯アプリでもよいですか。 | 国の新型コロナワクチン接種証明書アプリや「ぐんまワクチン手帳（アプリ）」での提示で確認可能です。 |
| 17 | 確認書類の持参忘れ（提示できない）の場合に後日の提示で認められますか。 | 後日の提示では認められません。 |
| 18 | ワクチン接種歴の証明を必要としない場合はありますか。 | 同居する親等の監護者が同伴する場合、12歳未満のお子様は検査不要です。また、学校等の活動（修学旅行等の学校行事）に係る利用者は要件としません。 |
| 19 | ワクチン接種歴の証明の確認書類（利用者の署名）等のコピーを提出するの必要はありますか。 | 確認は目視のみで結構です。 |
| 20 | 検査費用は割引対象とすることができますか。 | 旅行・宿泊商品に含まれない検査費用については、割引の対象とはなりません。旅行・宿泊商品に含まれる検査費用（例：PCR検査付きツアー）については、割引の対象とすることが可能です。 |
| 21 | ワクチン接種歴の証明による割引条件を満たさない場合とは具体的にどのようなことですか。 | 下記のケースが想定されます。 いずれの場合も割引適用外となります。通常料金をお支払いください。 ・検査結果が陽性 ・判定結果が「判定不能」であった場合 ・確認書類の持参忘れ（提示できない） ・ワクチン3回目接種を終えていない ・検査結果通知書の有効期限が切れている（PCR検査等は検体採取日＋3日、抗原定性検査は検体採取日＋1日が有効期限） |
| 22 | 検査結果が陽性になった場合、どのようにしたら良いですか。 | 最寄りの医療機関または「受診・ワクチン相談センター」を紹介するなど、必ず受診を促してください。 |
| 23 | 同行者の検査結果が陽性であり、旅行者自身が濃厚接触者と考えられる場合、どのようにしたら良いですか。 | 必ず最寄りの医療機関または「受診・ワクチン相談センター」に相談するよう、促してください。 |
| 24 | 同居する12歳未満の子どもがおりますが、同行する両親のうち片親だけ割引対象とならない場合（例：ワクチン未接種かつ検査未受検等）でも子どもは割引対象となりますか。 | 割引対象となりません。同居する親等の監護者が同伴する12歳未満の利用者は検査不要ですが、同行する同居家族全員が割引対象であることが条件となります。 |
| 25 | 本事業における「ワクチン・検査パッケージ」の取扱いはどのようになっていますか。 | 本事業で取り扱う「ワクチン・検査パッケージの運用」については、観光庁の定める利用条件の変更に準じ、ワクチン接種歴や検査について、「ワクチンを3回接種済であることまたは抗原定性検査等による陰性証明（検査結果）の確認」が必要になります。 |
| | 【地域限定クーポン】 | |
| 26 | 関東エリアの県民が追加になることに伴って、地域限定クーポン券の利用範囲も関東エリアに広がるのですか。 | 地域限定クーポン券の利用範囲はこれまでどおり事務局から承認を得た栃木県内の地域限定クーポン加盟店のみとなります。 |
| 27 | お客様へお渡しした地域限定クーポン番号の管理方法を教えてください。 | 【様式第9号】地域限定クーポン配付実績報告書（日帰り旅行用）にお渡しした地域限定クーポン番号を記載し、保管してください。 |
| 28 | 地域限定クーポンの枚数を間違ってお客様へ渡してしまった場合、どうしたらよいのですか。 | 多く渡してしまった場合はお客様からの回収を、少なく渡していた場合は追加でのお渡しをお願いします。 |
| 29 | 地域限定クーポンの旅行開始日及び旅行終了日を誤って記入してしまった場合、どうしたらよいのですか。 | 当該地域限定クーポンは無効となります。書き直してお客様に渡すことのないようお願いいたします。新たな地域限定クーポンに正しい日付を記入の上、お客様にお渡しください。 |
| 30 | 汚損・誤記入した地域限定クーポンの取扱方法を教えてください。 | 事業終了まで、一旦旅行会社様で保管してください。汚損・誤記入した地域限定クーポンの券番を控える必要はありませんが、間違ってお客様にお渡しすることのないようお願いいたします。当該地域限定クーポンや事業終了後に余った地域限定クーポンの事務局への返送方法等に関しては改めてご案内させていただきます。 |
| 31 | 地域限定クーポンを紛失してしまった場合、どうしたらよいのですか。 | 事務局へご連絡ください。 |
| 32 | 地域限定クーポンが足りなくなった場合、どうすればよいのですか。 | 事務局へご連絡ください。追加で発送いたします。なお、ご連絡をいただいてから到着までに日数を要しますので、在庫状況を見ながら早めにご連絡いただくようお願いいたします。 |
| 33 | 地域限定クーポンはどこで使えますか。 | 栃木県内の地域限定クーポン加盟店でご使用いただけます。加盟店は随時参画募集としており、最新情報は「とちぎ旅ネット」から専用ホームページをご確認ください。 https://www.tochigiji.or.jp/ ※地域限定クーポン裏面のQRコードからもご確認いただけます。 |
| | 【修学旅行・団体旅行・日帰り旅行】 | |
| 34 | 日帰り旅行の割引支援を活用する場合、募集型企画旅行の募集広告は、事務局の事前確認が必要ですか。 | 必要です。日帰り旅行商品販売希望の場合は実施内容等が明記された募集要綱等を事前に事務局へご提出ください。事務局にて実施内容を確認後、募集最大人員分の地域限定クーポンを事務局から旅行会社へお送りいたします。 |
| 35 | 修学旅行は対象になるとのことですが、どのような手続きが必要ですか。 | 事務局にお問い合わせの上、所定の書類等を提出していただくことが必要となります。 |
| | 【精算手続き】 | |
| 36 | 精算書類の提出先、提出方法はどのようになりますか。 | 原則、データでのメール送信による提出とします。 送信先：utsunomiya007@jtb.com |
| 37 | 精算書類の提出期限、振込時期はいつですか。 | 各月1日から末日までの実績を、原則、翌月10日までにご提出ください。事務局で受領後、内容を審査し適正であれば、月末に事務局から振込みいたします。 |